

マイナ保険証を持っていない人への 資格確認書の送付



音声ポッドキャスト配信中!



Powered by
NotebookLM
NotebookLM は正確な場合があります。
正確な内容は事務所だより本文を確認してください。

健康保険証を持っており*1、かつ、令和7年4月30日時点でマイナ保険証を持っていない方に対しては、協会けんぽより、資格確認書が従業員の自宅*2に送付されます。

*1 令和6年11月29日までに日本年金機構で新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた方

*2 被扶養者の資格確認書も被保険者(扶養者)の自宅に直接送付

送付時期・留意事項



資格確認書は協会けんぽの都道府県支部ごとに、次のとおり順次送付されます。

支部	送付スケジュール
北海道	8月15日～9月12日
青森	9月12日～9月19日
岩手	9月19日～9月26日
宮城	10月10日～10月17日
秋田	9月26日
山形	10月17日
福島	10月17日～10月24日
茨城	10月17日～10月24日
栃木	10月24日
群馬	10月24日
埼玉	10月2日～10月15日
千葉	10月16日～10月29日
東京	8月1日～9月12日
神奈川	8月20日～9月25日
新潟	9月26日
富山	9月26日～10月3日
石川	10月3日
福井	10月3日
山梨	10月3日
長野	10月10日
岐阜	10月10日～10月17日
静岡	10月10日～10月17日
愛知	7月30日～9月5日
三重	10月24日

支部	送付スケジュール
滋賀	10月24日
京都	9月26日～10月3日
大阪	7月30日～10月17日
兵庫	9月5日～9月26日
奈良	9月12日
和歌山	9月12日～9月19日
鳥取	9月19日
島根	9月19日
岡山	9月19日～9月26日
広島	10月10日～10月24日
山口	9月26日
徳島	8月22日～8月29日
香川	9月26日～10月3日
愛媛	10月3日～10月10日
高知	8月29日
福岡	9月19日～10月10日
佐賀	8月29日～9月5日
長崎	9月5日
熊本	9月5日～9月12日
大分	8月1日
宮崎	8月1日～8月8日
鹿児島	8月8日～8月15日
沖縄	8月15日～8月22日

※スケジュールは前後する可能性あり

おしながき

- ▶マイナ保険証を持っていない人への資格確認書の送付 … P 1
- ▶従業員の資産形成のために企業型DCを導入しませんか? … P 2
- ▶助成金ニュース … P 3
- ▶「静かな退職」をご存じですか?
- ▶スタッフ紹介 … P 4

8月・9月の労務・税務

- 8月12日
- 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 9月1日
- 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 個人事業税の納付
- 9月10日
- 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 9月30日
- 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出

サト一休業日のお知らせ

- 夏季休暇
令和7年8月15日(金)
- 全社研修
令和7年9月5日(金)

資格確認書送付の対象者がいる会社(事業所)には、「対象者一覧表」が事前に送付されます。また、何らかの理由により従業員の自宅に資格確認書が届かなかった場合は、会社宛に送付されるため、その際は本人に配付しましょう。

従業員の資産形成のために企業型DCを導入しませんか？

企業型DC（確定拠出年金）とは

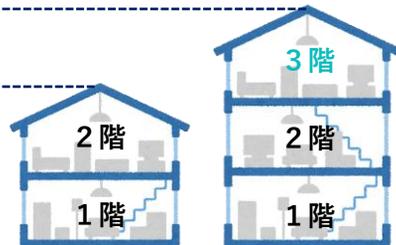
確定拠出年金（DC）は、**拠出された掛金とその運用益との合計額をもとに、将来の給付額が決定する年金制度**です。確定拠出年金のうち、企業が運営主体となる制度を企業型DC（確定拠出年金）といい、通称401kとも言われます。

年金はよく2階建てと言われますが、確定拠出年金は公的年金制度に更に上乗せできる制度なので、制度を利用することで将来受け取る年金を3階建てにできます。

企業型DCを401kと呼ぶのはなぜ？

アメリカの税法における確定拠出年金の条文が401条に記載されていることに由来

私的年金	確定拠出年金	企業・団体等が運営
公的年金	厚生年金	職業に応じた上乗せ給付
	国民年金	原則：国民全員加入



毎月コツコツ積み立て



将来の年金額は個人の運用次第！

60歳以降



制度参加 ⇒⇒ 掛金積立(月3,000～55,000円)・運用 ⇒⇒⇒ 年金又は一時金で受取り

※掛金は途中で変更可能

※60歳より前は受取り不可

企業型DCの導入メリット

従業員側のメリット

会社の制度で効率よく資産形成ができる

資産運用による運用益は非課税

受取り時の税制優遇による税額軽減

毎月の掛金が税金・社会保険料※の対象外
(※選択制の場合)

企業側のメリット

福利厚生の充実（退職金制度の上乗せなど）

福利厚生を重要視する優秀な人材の確保

若年層の定着

の結果、企業の社会保険料負担の軽減

確定拠出年金（DC）のポータビリティ

企業型DC（401k）

加入企業

移換

加入企業

移換

個人型DC（iDeCo）

国民年金基金連合会

「企業型DC⇔企業型DC」・「企業型DC⇔個人型DC」で、入退職時・転職時に相互に資産を移換できるため、継続的に積立・運用が可能

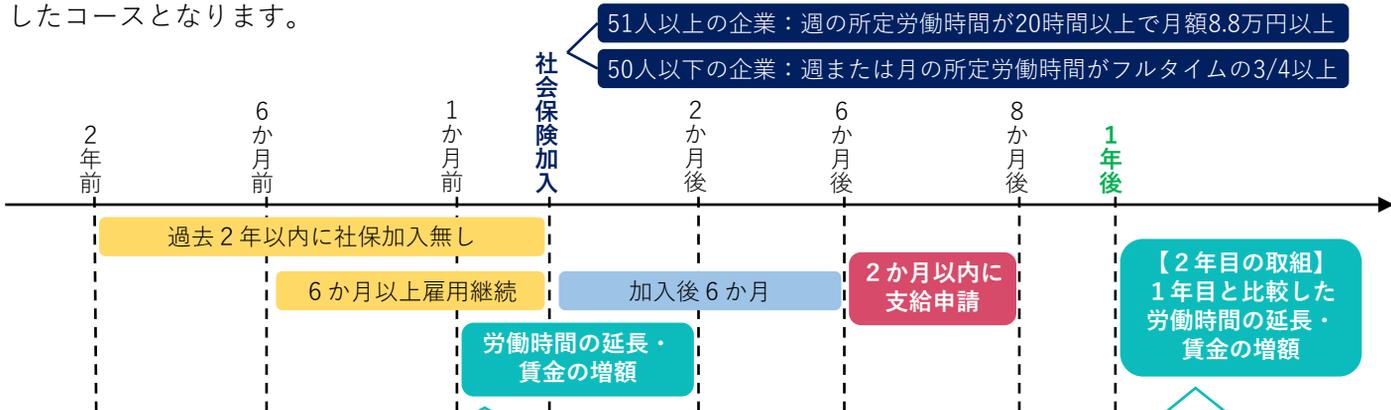
401kの制度や導入に興味がある企業の方は、ぜひ社会保険労務士法人サトーにご相談ください。



助成金ニュース

キャリアアップ助成金・短時間労働者労働時間延長支援コースが新設

令和7年7月1日より、キャリアアップ助成金の新たなコースとして、短時間労働者労働時間延長支援コースが新設されました。短時間労働者の労働時間を延長して社会保険に加入した場合に受給できる助成金です。こちらは、現行の社会保険適用時処遇改善コースの「労働時間延長メニュー」の要件を見直すとともに、助成額を拡充したコースとなります。



51人以上の企業：週の所定労働時間が20時間以上で月額8.8万円以上
50人以下の企業：週または月の所定労働時間がフルタイムの3/4以上

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主

キャリアアップ助成金を受給するためには、事前にキャリアアップ計画書の提出が必要です。

※現行の「社会保険適用時処遇改善コース」のキャリアアップ計画書を提出している場合は、新たなキャリアアップ計画書の届出または変更届は不要

当該助成金は、5時間以上の延長であれば、賃金の増額は必要ありません。労働時間が短い人に長く働いてもらうことで人手不足の解消となりえるため、積極的に働きたい労働者がいる場合は特におすすめの助成金です。



特定求職者雇用開発助成金の注意点



特定求職者雇用開発助成金のうち「特定就職困難者コース」「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」「生活保護受給者等雇用開発コース」は、本人が望む限り更新できる場合のみ対象となっているため、**有期雇用労働者の場合、雇用契約が「自動更新」である**ことが必要です。また、自動更新となっても、更新条件を設定している場合に、その内容が就業規則の解雇要件と同一でなければ対象外となり得ます。

「静かな退職」をご存じですか？

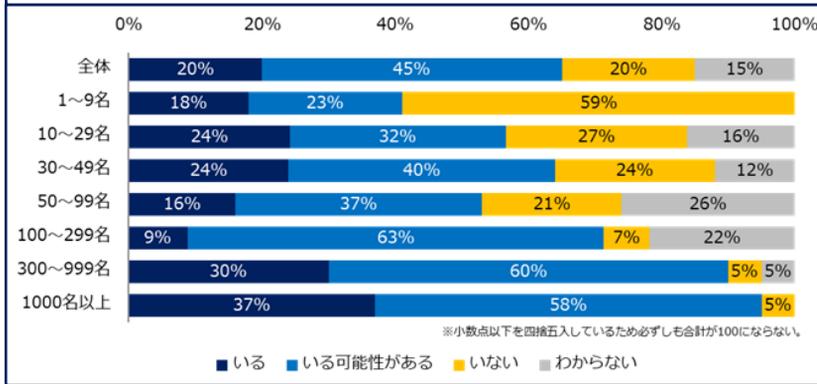


静かな退職とは？

静かな退職（Quiet Quitting／クワイエットクイitting）とは、仕事への熱意が薄れた従業員が、必要最低限の業務にしか携わらない状態のことを言います。

エン・ジャパン株式会社が212社を対象として行った「静かな退職」についてアンケート調査では、**多くの企業で「いる」または「いる可能性がある」という結果**になりました。特に企業規模が大きいほど割合が高くなっています。
 （エン・ジャパン株式会社：「静かな退職」実態調査<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2025/42001.html>）

Q：現在、貴社では「静かな退職」状態の社員はいますか？



挑戦することよりも失敗しないことを重視し、ルーティン業務しかやらない高給取りになってしまっている。

言われたこと以外は全くやらなくなってしまった。自身が担当する業務においても自分で情報収集せず、主体的に業務に関わろうとしない。

フルリモートではないのにフルリモートをしている。チャットを送っても返事が遅い。スケジュールに予定が何も入っていない。

静かな退職エピソード



「静かな退職」状態の従業員がいて、他の従業員のモチベーションに影響する場合があります。もし該当しそうな方がいる場合、給与体系や階級の見直し・自己啓発の支援・業務の平準化などで対応を検討しましょう。

NewFace

スタッフ紹介



社労チーム

こいけ
小池 ちはる

血液型 ○型
趣味 おいしい居酒屋探し

Message

はじめまして。小池ちはると申します。前職では健康保険組合にて適用・給付を担当しておりました。1日も早く新しい環境に慣れ、皆様に覚えてもらい、お役に立てるよう精一杯がんばりますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

Welcome on board!

固定電話への架電に関するお願い

社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。
 事務所に不在の場合が多いスタッフのみならず、お客様からの連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。

担当スタッフへのご連絡は、事前にお伝えしております携帯電話番号へ架電いただきますようお願い致します。

当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

当事務所だよりの情報は、発行当時（令和7年7月31日）の情報を元に作成しており、提供する情報等については社会保険労務士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成しておりますが、本資料に含まれるデータ及び情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。また、管轄の労働基準監督署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がございます。当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一切の責任を負いません。



事務所だより その他各号は

サトー 事務所だより



Facebookも更新中です！

社会保険労務士法人サトー